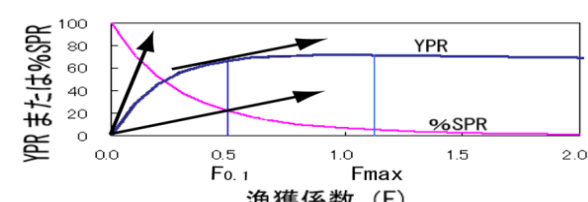
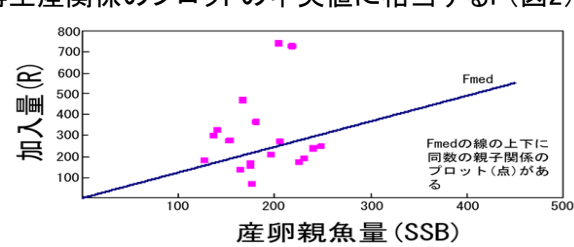
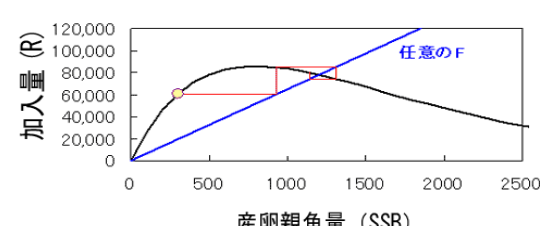
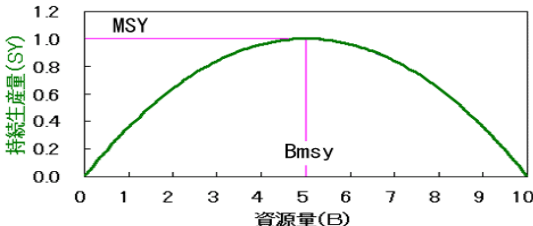


- ① 資源評価の専門用語の解説 . . . 1 頁
- ② 瀬戸内海広域漁業調整委員会
指示第43号等（クロマグロ関係） . . . 5 頁
- ③ 瀬戸内海広域漁業調整委員会
指示第44号（サワラ関係） . . . 11 頁

資源評価の専門用語の解説

(わが国周辺の水産資源の評価 用語集 より抜粋)

ABC	Allowable (またはAcceptable) Biological Catch 生物学的許容漁獲量 その資源について、現状の生物的、非生物的環境条件のもとで持続的に達成できる最大の漁獲量(最大持続生産量)を目指そうとする場合に生物学的に最も推奨できる漁獲量。ここでは、原則としてABC算定のための基本規則に基づいて算定する。
ABClimit	ABCの上限値。
ABCtarget	ABCの目標値 ABClimitの予防的措置。
B	資源重量。
Bban	禁漁あるいはそれに準じた措置を提言する閾値(資源量あるいは産卵親魚量)。
Blimit	資源回復措置の発動がなされる資源量あるいは産卵親魚量の閾値。
Bmsy	MSY(長期的に持続可能な最大生産量)を達成する資源量あるいは産卵親魚量。
Brem	資源量を管理基準とする際の目標獲り残し量。
CPUE	Catch Per Unit Effort 単位(漁獲)努力量当たり漁獲量(資源量の指標) 例:操業1日1隻当たり漁獲重量。
F	漁獲(死亡)係数 漁獲を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数(人為的に管理可能)。
Fmax	YPR曲線において加入量当たり漁獲量が最大となるF。(図1)  図1. 漁獲係数とYPR曲線・%SPR曲線の関係およびF0.1とFmax
Fcurrent	現在または現状の漁獲圧
Flimit	資源生物学的に推奨されるFの上限値
F0.1	YPR曲線において加入量当たり漁獲量の増加率が開発初期($F=0 \rightarrow \Delta F$)の1/10となるF(図1)
Fmed	再生産関係のプロットの中央値に相当するF(図2)  図2. 再生産関係のプロットとFmed
Fmsy	MSYを達成するF(図3)  図3. 再生産式(曲線)と持続生産量

Frec	①Fmsy(または代替値)をB/Blimitの比率で引き下げたFまたは②Bmsyへの回復に要する年数(個々の資源の状況に応じて設定)から求められる漁獲係数							
Fsus	仮定された再生産関係のもとで、資源の現状を維持する F							
Fsim	シミュレーションにより管理目標を達成するF(Frecに相当する場合を除く)							
Ftarget	確実な資源の維持・回復を期待する場合の目標となるF(limitの予防的措置)。							
Fx% (Fx% SPR)	漁獲がない場合のx%に相当するSSB/Rを達成するF							
F=xM	自然死亡係数(M)の割合xに相当するF。							
M	自然死亡係数。 被食や病気などの自然要因を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数(人為的に管理困難)。							
MSY	Maximum Sustainable Yield 最大持続生産量(図4) ①狭義のMSYは、再生産曲線とYPRあるいはプロダクションモデルから導かれ、②広義のMSYは、その資源にとっての現状の生物学的・非生物学的環境条件のもとで持続的に達成できる最大(あるいは高水準)の漁獲量と定義される。  図4.資源量と持続生産量(漁獲量)の関係							
MSY水準	MSYを実現する資源量(産卵親魚量) 図4のBmsyに相当する資源量。							
N	資源尾数							
P	資源量水準							
R	加入量(加入尾数)							
RPS	Recruitment Per Spawng 再生産成功率。 加入量を産卵親魚量で除した値(R/SSB) 自然要因で変動し、人為的に管理できない。卓越年級群の出現は他の年に比べて非常に高いRPSが原因である。							
s	生残率。一定期間にある個体が生き残る確率で、死亡率は(1-s)。 ある期間tと次の期間t+1の資源尾数Nは $N_{t+1} = N_t \exp(-F-M)$ という関係であらわれ、 $s=N_{t+1}/N_t$ である。							
S	産卵親魚量(SSB)。							
SSB	Spawning Stock Biomass 産卵親魚量(Sとも略記)。 ある資源における成熟個体の総資源量。							
SPR	Spawning Per Recruitment 加入量当たり産卵親魚量(SSB)。 データとして年齢別体重、成熟割合、自然死亡係数、年齢別選択率を用いる。人為的に管理可能である。 管理目標が資源水準の維持なら $SPR = 1/RPS$ 、資源の回復を目標とするなら $SPR > 1/RPS$ とする。							
%SPR	漁獲が無いとき(F=0)のSPRを100として漁獲があるときのSPRの割合。							
TAC	Total Allowable Catch 漁獲可能量。							
TAE	Total Allowable Effort 漁獲努力可能量。							
YPR	Yield Per Recruitment 加入量当たり漁獲量 人為的に管理可能。ある加入量(R)から漁獲量の最大化を目指す管理に用いられる。成長乱獲は防げるが再生産関係を考慮しない点が問題。 データとして年齢別体重、自然死亡係数、年齢別選択率を用いる。							
Z	全減少係数 $Z=F+M$ 全減少係数Zと生残率sの関係							
	Z	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	2.0
	s	100%	82%	67%	55%	45%	37%	14%

α	資源評価・資源管理の不確実性を考慮した予防的措置のための係数。不確実性が大きいほど小さな α を適用してABCを引き下げる。
β	資源回復のための係数。資源が低水準(乱獲状態)にあるほど小さな β を適用し、ABCを引き下げる。
γ	資源量の指標を考慮した係数。
加入	個体が成長して漁業の対象に加わること。
加入管理	加入乱獲の回避を目指す管理(SPR管理、MSY管理)。
加入乱獲	成熟する前に強い漁獲がはたらき、次世代の資源が確保されず、持続可能ではないこと(種もみを残さないこと)。
加入量	漁獲開始年齢に達した資源量(通常は資源尾数で表す)。
(資源)管理基準	特定の(資源)管理目標からABCを導き出す技術的な基準。
漁獲圧	資源に対する漁獲の圧力。 広義には漁獲圧(漁獲の圧力)の強さをF(漁獲係数)で表す。
漁獲効率	漁具に遭遇した魚群のうち実際に漁獲される尾数あるいは重量の割合。
漁獲努力量	漁獲のために投入された努力量。漁船数、操業日数、漁具数、曳網時間など。
漁獲割合	漁獲量/資源重量
漁具能率系群	資源量のうち、単位(漁獲)努力量で漁獲できる割合。 資源の変動単位。 遺伝的に他の生物集団と区別できる集団、あるいは遺伝的に区別できなくとも、産卵期、産卵場、分布、回遊、成長、成熟、生残など、独自の生物学的特徴を有する場合が多い。
コホート解析(VPA)	年齢別漁獲尾数と自然死亡係数(M)を利用して年齢別漁獲係数(F)と資源尾数(N)を推定する方法。資源量推定の代表的手法。
再生産関係	産卵親魚量(SSB)と加入尾数(R)の関係。
再生産式	再生産関係を表す理論式。リッカー型(図3)とベバートン・ホルト型が代表的。
資源量	ある系群の資源重量または資源尾数。 資源重量はbiomass(B)、資源尾数はabundance(N)と表記することが多い。
資源量指数・資源密度指数	ある系群の資源量や資源密度を反映する指数。漁獲調査や漁業のCPUEを漁区ごとに累積したものが資源量指数、資源量指数を漁区数で除したものが資源密度指数。
資源水準	過去20年以上にわたる資源量や資源量指標値、漁獲量等の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準。 図5のような区分方法を用いるが、指標値の参照する年代の範囲では高位や低位を設定できない場合もある。また、Blimit(「ABC算定ルール」の記号)の項に掲載)に基づき低位と中位の境界を区分する場合もある。 最大値～0を3分割する場合 最大値～最低値を3分割する場合 平均値を中心とする一定の範囲を中位とする場合 図5. 現状の資源評価において用いられている資源水準の区分方法の代表例

持続的漁獲量 (持続生産量)	Sustainable Yield あるFおよび漁獲開始年齢の下で持続的に達成される漁獲量(図3) 再生産曲線と交点を持つ任意のF(直線)で漁獲した場合、親魚の初期源量(○)に関わらず、図の水平線と垂直線に沿って、任意のFと再生産曲線の交点に収束するため、再生産関係が定常的なら加入量も生産量も持続的となる。この持続生産量を最大化するFが F_{msy} 。交点を持たない非常に強いFの場合、資源は理論的に絶滅し持続
成長管理	成長乱獲の回避を目指す管理(YPR管理)。
成長乱獲	最大のYPRを実現するF(F_{max})を超えたFあるいは漁獲開始年齢の状態。経済的乱獲とも呼ばれる。
選択率	コホート解析において、ある年の最高のFを有する年齢のFで各年齢のFを除した値。
ターミナルF	コホート解析において、各コホートの最高年齢および最近年のF(F_t とも記す)
卓越年級群	他の年に比べて特に多い加入量を持つ年級群(相対的な基準)
チューニング VPA	コホート解析において、年齢別漁獲尾数以外に資源量指数や漁獲努力量などの情報が得られている場合に、これらを利用してターミナルFを推定する方法。 特に最近年の推定値の不確実性の改善に効果がある。
動向(資源動向)	資源量(資源量指数、漁獲量)の過去5年間の推移から「増加傾向・横ばい・減少傾向」に区分したもの。
年級群(コホート)	ある年に生まれた資源。プリ2000年級群などと表記。
フィードバック 管理	目標とする資源状態に到達させるために現在の資源状況に応じて漁獲を調整する資源管理方策。
プラスグループ	コホート解析において、ある年齢以上をまとめた年齢群。
プロダクション モデル (余剰生産モデル)	漁獲量とCPUEあるいは資源量指数などを用いて資源量やMSYを推定する方法。
不確実性	水産資源の評価や管理において、あまり確からしくないこと。 例: 資源量推定値の信頼区間が広いこと、産卵親魚量と加入量の関係が明瞭ではないことなど。
面積密度法	トロール(底びき網)などによって漁獲調査を行い、曳網面積と資源密度および漁獲効率から漁場全体の資源量を推定する方法。
予防的(管理) 措置	不確実性を考慮した資源管理。 例えば、ABCtargetは、ABClimitの予防的なものである。すなわち、仮定した条件が正しくない場合でも、管理が失敗に陥らないように、予め定めた安全策を採用すること。
乱獲行為	資源を成長乱獲または加入乱獲に導く漁獲行為。
乱獲状態	強い漁獲により産卵親魚量が減りすぎたために加入量が減少して持続的でなくなっている状態。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和五年三月十六日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五百二十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1) 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

(3) 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第43号の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領

令和5年3月 16 日策定

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第43号(以下「委員会指示」という。)の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の3(2)に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を報告フォームに入力し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力し報告する。

(3) 電子メールによる送信

委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo@maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

(4) ファクシミリによる送信

報告サイトに掲載される別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号：03－3595－7332宛にファクシミリで送信する。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の3(2)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。

(2) 委員会指示の3(2)エに定める採捕した海域は、「S」(瀬戸内海)と記入するものとする。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第43号の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

採捕した者の氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
遊漁船の名称・登録都道府県名※			
陸揚げした日	尾数	重量 (kg)	採捕した海域
年 月 日	尾	kg	

※ 遊漁船（遊漁船業者が乗客を漁場に案内するもの）を利用した場合に記載

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 43 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 5 年 3 月 16 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 43 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、速やかに事務局として瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、必要と認めた場合、当該調査・指導を受けた者に対し、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

3. 上記 2 の指導を行った後に、当該指導を受けた者が指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合は、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和五年三月十六日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	大阪湾
次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 四 小鳴門水道東口小鳴門橋	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点

	界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
播磨灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三 小鳴門水道東口小鳴門橋 四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線
備讃瀬戸	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線
燧灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
安芸灘	次に掲げる海域一及び二を合わせた海域

	伊予灘	周防灘
一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線 エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線 カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線 キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線 ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線 ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域 コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線 四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
備讃瀬戸		毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止

4

指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

周防灘	伊予灘	安芸灘	燧灘	し網漁業は九月一日から九月三十日まで
五月一日から五月三十一日まで	五月十六日から六月十五日まで	九月一日から九月三十日まで	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする	